

判例研究

交換手形と對價關係

岡 本 善 八

昭和二十七年六月二一日第七民事部判決（昭和二十七年（ネ）第二〇二）高裁民集第五卷第八號二九九頁——取消。

【判決要旨】 受取人をして金融を得せしめる目的で振出した約束手形（融通手形）と交換に交付をうけた右受取人振出の約束手形（交換手形）について、その振出人すなわち融通手形の受取人の承認のもとに他より割引金を取得し、交換手形の振出人が振出人として手形金の支拂を了した場合には、融通手形の振出人は、手形振出の對價を得たものと解すべきである。

【事實】 第二審において認定された事實は次の通りである。被控訴人（被告）である東海水産株式会社はその所有船舶第二百百合丸を以て訴外寶幸水産株式会社と漁業の共同經營をしていたが、控訴人（原告）である東京造船株式会社は昭和二十五年五月頃被控訴會社取締役東京支店長濱口益治の紹介により寶幸水産株式會社の依頼を受けて右第二百百合丸の修理及び附屬傳馬船の建造を行い、同會社に對し修理代四十八萬圓の債權を有するに至つたが、同會社は内金十萬圓を支拂つたのみで殘額の支拂をしないので、控訴人は右濱口に交渉し、被控訴人に於て右債務を立替支拂うべきことを要求した。然しながら濱口は右債務はもつばら寶幸水産株式會社が支拂うべきものであるとしてこれを承知しなかつたのであるが、控訴人に金融を得させる目的で金三十五萬圓の約束手形を振出した。然しながら控訴人は本件手形の振出交付を受けた際これと引換えに控訴人同日振出の本件手形と同一金額同一満期

の約束手形一通を被控訴人に交付し、被控訴人はこの手形を訴外中央信託銀行株式會社に割引のため譲渡してその割引金を取得し、控訴人は手形所持人から請求を受け振出人として支拂を終了した。而して被控訴人が本件手形を中央信託銀行株式會社で割引くについては控訴人はそれが商業手形であるような外觀を作るに便宜を與えている。

然るに一方昭和二十五年十月二十九日に振出された控訴人を受取人とし同額満期同日の約束手形について、控訴人はこれを訴外株式會社清水銀行に更に同銀行は株式會社帝國銀行にそれ／＼取立委任のために順次裏書譲渡し、右帝國銀行は満期の翌々日たる昭和二十六年一月一七日に右手形を呈示し支拂を求めたが、支拂を拒絶されたので、右帝國銀行はこれを控訴人に返還し、控訴人が現に所持する。

そこで控訴代理人は原判決を取消し、被控訴人が控訴人に對し金三十五萬圓及びこれに對する昭和二十六年一月十八日から完済にいたるまでの年六分の金員を支拂うべしとする判決を求めた。

これに對し被控訴人は、本件手形はいわゆる融通手形であつて、當事者間にはなんらの對價關係を有するものではない、本件手形振出の際被控訴人が控訴人主張の約束手形一通の振出交付を受け、これを中央信託銀行株式會社に割引のため裏書譲渡しその割引金の交付を受けたことは認めるが、右手形は被控訴人に賣渡した一二〇馬力ディーゼルエンジンの代金の支拂のために取得したもので、本件の手形とは關係がないと主張している。

【判決理由】 以上の事實と前記認定の本件手形振出にいたる経緯及び本件口頭辯論の全趣旨を綜合する場合には、控訴人は被控訴人振出の本件手形によつて金融の便宜が與えられるとともに、これと引換に自己振出の前記手形を控訴人に交付し、被控訴人がこれによつて金融を得ることを承認したものと認めるべきであつて、本件手形と右手形とは相互に對價關係に立つものと認めるを相當とする。しからば被控訴人が控訴人振出の右手形によつて金融を得、控訴人が振出人としてその支拂を了した以上、右手形につき單に被控訴人に不當利得の問題を生ずるのみに止まることなく、控訴人は本件手形につきその對價を取得したものと解すべきであつて、單に融通手形であることの故をもつて振出人としての責を免れることを得ない。

【参照條文】 手形法第七七條第一號及び同法第一七條

【研究】 判旨は正當である。

一 手形が抽象的證券であることはその流通保護を目的とするものである以上、直接の當事者相互間においては一般の債權債務と同じく、その債權者に對抗し得べき總ての抗辯を主張し得ることは、いうまでもなく手形法第一七條の規定により明らかである。たゞ具體的にいかなる抗辯が、手形法第一七條に謂わゆる「人的關係ニ基ク抗辯」であるかという點については、これを明らかに定めず理論に委ねている。然しながら、この點については、具體的にいかなる性質をもつ抗辯が絶対的物的抗辯であり、又いかなる抗辯が相對的人的抗辯であるかについては劃一的形式的に定めることは困難であり、手形流通の保護と特定債務者の利益の保護との比較較量により個々具體的に決定せざるを得ない。本件はかかる人的抗辯に關する一事例を具體的に示しているものとしての意義をもつ。

二 本件の性質上事實關係が若干問題となるが、本件の場合のように同日振出の同一金額同一満期の約束手形が振出された場合には、例えば一方が經理面を糊塗するために一時的な貸手形として交付を受け、その返還を保證するために同一内容の手形を振出すが、當事者間に於ては實は手形債務を負擔する意圖がないという如き場合もないではない。然しながら通常かかる形態を採る場合は當事者の意思解釋としては、一方が相手方振出の手形によつて金融の便宜を與えられるとともに、これと引換えに自己振出の手形を相手方に交付し、相手方がこれによつて金融を得ることを承認したものと解するのが社會的な經驗に合致しているのであり、特に本件の場合には、融通手形の受取人が交換手形の割引に積極的に便宜を與えているのであるから、かゝる認定が正當であることはいうまでもない。その意味に於てはいわゆる手形騎乗の一例であるといつて差支えない。通常の手形騎乗の場合には、當事者雙方の資金の不足に基いて相互に手形を振出すことが多いのに對し、本件手形の場合は、振出の原因としては控訴會社たる東海水産株式會社についての金融を計ることにあつた點に於て若干異なるが、これに對し交換手形が振出されている以上その際における手形相互の關係は騎乗手形と殆んど異ならないといえる。

三 以上の點については概ね問題はないが、その後の所論については若干検討を要する。すなわち判決理由は、「本件手形と右手形とは相互に對價關係に立つもの」と認定すると同時に、つづけて「しからば被控訴人が控訴人振出の右手形によつて金融を得、控訴人が振出人としてその支拂を了した以上、右手形につき單に被控訴人に不當利得の問題を生ずるのみに止まることなく、控訴人は、本件手形につきその對價を取得したものと解すべきであつて、單に融通手形であることの故をもつて振出人としての責を免れることを得ないといふべきである」とのべている。同様の事件は、大正八年(ネ)三八九號同九年七月一日東控民二判決に於ても見出し得るが、この判決理由を便宜上引用すると同判決は「甲ト乙ト五ニ約束手形又ハ小切手ヲ振出シ相手方ヲシテ之ヲ用ヒテ金融ヲ得セシムルコトヲ約シタル場合ニ特別ノ事情ナキ限り當事者ハ各自ノ振出シタル約束手形又ハ小切手ヲ以テ相互ニ對價タルノ關係ニ立タシムル意思ナリト認メサル可カラス之ヲ評定スレハ甲ノ振出シタル約束手形又ハ小切手ヲ用ヒテ乙カ他ニテ金融ヲ得タルトキハ結局甲ハ一ノ出捐ヲ爲シタルコトトナル此出捐ハ計算上ノ何ニヨリテ填補セラルルカト云フニ即乙ノ振出シタル約束手形又ハ小切手ヲ用ヒテ甲カ他ヨリ融通ヲ受ケ得タル金圓ニ依リテ填補セラルル關係ニ歸スルモノナリ乙ノ振出シタル約束手形又ハ小切手ニ基ク乙ノ出捐モ同様ノ方法ヲ以テ填補セラルルモノナリ故ニ甲ノ振出シタル約束手形又ハ小切手ヲ用ヒテ乙ハ金融ノ目的ヲ達シ得タルニ拘ラス乙ノ振出シタルソレ等ニヨリテハ甲ハ遂ニ金融ヲ得ル能ハサリシカ如キ場合ニ於テハ甲ノ出捐ニ於テ乙ノ利得シタルモノハ乙ニ於テ之ヲ甲ニ償還スヘシト云フ明示又ハ黙示ノ合意モ有リ得ヘク若シ又斯ル合意ナシトセハ其ハ不當利得ノ場合ニ該當ス執ニセヨ甲ハ乙ニ對シ或程度ノ償還ヲ請求シ得可キコト論ヲ俟タス」とのべている。本判決理由が「本件手形と右手形とは相互に對價關係に立つもの」と認定しているのも同様の理解である。ただ大正八年判決には、このように相互に對價關係にある手形又は小切手相互間において一方のみが現實に金融の目的を達し他方が金融の目的を達し得なかつた場合には少くとも不當利得償還請求權又は利得償還請求權あることを指摘するにとゞまるのに對し、本判決は不當利得の問題を生ずるのみに止まることなく更に

積極的に、現實に金融を得なかつた手形についての請求權を認められた點にその差異が認められる。融通手形たることが通常當事者間の抗辯事由として承認せられるのは、その手形が經濟的に金融という機能を營むこと即ち原因關係として信用授與契約が存するというところに基くのではなくその結果として通常對價が存しないことに基くものであることはいうまでもないから、この手形が經濟的に融通手形であるとしても對價を伴つてゐる限り抗辯事由にならないと解する本判決理由が正當であることは問題はないと考えられる。尤も當事者の意思解釋としては、金融機關その他の第三者の手形上の請求に對して出捐する意思はあつたが、直接の當事者の手形による請求については豫期しないところであつたとも解せられないことはないが、然し少くとも満期に於て出捐する意思はある譯であるし、殊更に不當利得返還請求の問題として取扱うよりは既に手形が振出されている以上手形上の責任ありと解することが、事の解決に當つて合理的であらう。